



# 佐賀県公報

平成17年  
3月31日  
(木曜日)  
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

◎佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則 (三三・税務課) 一

### 公布された規則のあらまし

◎佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則(規則第三十三号)

- 1 行政事件訴訟法の改正に伴い、次に掲げる佐賀県規則の様式の整備を行うこと等とした。
- (1) 佐賀県税条例施行規則
- (2) 事業税減免規則
- (3) 佐賀県核燃料税条例施行規則
- 2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

### ○規則

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第三十三号

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第一条 佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第三号その三及び様式第三号その五中

この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

を

1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかにかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

様式第十一号その一の記載事項の(5)を次のように改める。

5 処分不服がある場合

(1) この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事(2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在する都道府県の知事)に対して審査請求をすることができます。

なお、佐賀県知事に対する審査請求書(正副2通)は、なるべく当

県税事務所を経由して提出してください。

- (2) この処分取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。ただし、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所の属する都道府県の知事になります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。
- イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
  - ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

懲行録十一四ノの四の知事事務所の事務

#### 4 処分に不服がある場合

- (1) この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事(2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在する都道府県の知事)に対して審査請求をすることができます。

なお、佐賀県知事に対する審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

- (2) この処分取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。ただし、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所の属

する都道府県の知事となります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。

- イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
- ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

懲行録十一四ノの四の知事事務所の事務

- 注1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

- 2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

懲行録十一四ノの四の知事事務所の事務

三呒の川のサヤダのムハヒヨダダダ。

4 処分に不服がある場合

(1) この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

三呒縣十呒の川のサヤダのムハヒヨダダ。

3 課税に不服がある場合

(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれ

に該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

三呒縣十呒の川のサヤダのムハヒヨダダ。

4 課税に不服がある場合

(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれ

に該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

三呒縣十呒の川のサヤダのムハヒヨダダ。

三呒縣十呒の川のサヤダのムハヒヨダダ。

№。

3 課税に不服がある場合

(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

署名録三十一の(四)の(イ)及び(ロ)の(イ)。

3 処分に不服がある場合

(1) この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。

なお、異議申立書は、佐賀県税務課に提出してください。

(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の異議申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができません。異議申立ての裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐

賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

イ 異議申立てをした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

署名録三十一の(四)の(イ)及び(ロ)の(イ)。

備考1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって異議申立てをすることができます。

なお、異議申立書は、佐賀県税務課に提出してください。

2 この更正(決定)の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができません。異議申立ての裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかにか該当する場合には、異議申立てに対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てをした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

署名録三十一の(四)の(イ)及び(ロ)の(イ)。  
署名録三十三の(イ)及び(ロ)の(イ)。

<p>備考1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができません。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>備考2 佐賀県知事(代表者は佐賀県知事)の署名を要する。</p> <p>備考1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができません。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この更正(決定)の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の</p>	<p>(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>備考3 佐賀県知事(代表者は佐賀県知事)の署名を要する。</p> <p>3 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>備考4 佐賀県知事(代表者は佐賀県知事)の署名を要する。</p> <p>4 課税に不服がある場合</p>
---	---

<p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>懲り録長十中(中)の(中)の(中)の(中)。</p> <p>注1 この書面による処分に不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>なお、異議申立書(正副2通)は、佐賀県税務課に提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する判決を経た後でなければ提起することができません。異議申立ての判決を経た後(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までの</p>	<p>いずれかに該当する場合には、異議申立てに対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 異議申立てをした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>懲り録長十中(中)の(中)の(中)の(中)。</p> <p>3 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>懲り録長十中(中)の(中)の(中)の(中)。</p> <p>3 処分に不服がある場合</p> <p>(1) この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日か</p>
---	--

ら起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができ  
ます。

なお、異議申立書は、佐賀県税務課に提出してください。

(2) この処分取消しの訴えは、上記(1)の異議申立てに対する判決を経  
た後でなければ提起することができません。異議申立ての判決を経た  
後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐  
賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取  
消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまで  
いずれかに該当する場合には、異議申立てに対する判決を経ないでこ  
の処分取消しの訴えを提起することができます。

イ 異議申立てをした日から3箇月を経過しても判決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避け  
るため緊急の必要があるとき。

ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第九十七号の備考のイ及びロ。

3 課税に不服がある場合

(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌  
日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができ  
ます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由し  
て提出してください。

(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た  
後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、  
その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県  
(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消し  
の訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいづ  
れかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分  
の取消しの訴えを提起することができます。

イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避け  
るため緊急の必要があるとき。

ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第九十七号の備考のイ及びロ。

備考1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を受け取った  
日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をするこ  
とができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所  
を経由して提出してください。

2 この更正(決定)の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する  
判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁  
決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇  
月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として  
この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の  
(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁  
決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避  
けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第九十七号の備考、様式第九十八号の備考、様式第九十九号の備考、  
様式第一百号の備考、様式第八十二号の備考、様式第八十三号の備考、様  
式第八十五号の備考、様式第八十六号の備考、様式第八十九号の備考、様  
式第九十号の備考、様式第九十二号の備考、様式第九十四号の備考、様  
式第九十五号の備考、様式第九十六号の備考、様式第九十七号の備考、  
様式第九十八号の備考、様式第九十九号の備考、様式第一百号の備考、  
備考1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け  
取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求を

することができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

懲り懲り十代半の懲り懲り十代半の懲り懲り。

3 督促に不服がある場合

(1) この督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

(2) この督促の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分

の取消しの訴えを提起することができます。

イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

懲り懲り十代半の懲り懲り十代半の懲り懲り。

4 この処分取消しの訴えは、上記3の審査請求(異議申立て)に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求(異議申立て)の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求(異議申立て)に対する判決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求(異議申立て)をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

懲り懲り十代半の懲り懲り十代半の懲り懲り。

注1 この処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。

2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求(異議申立て)に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求(異議申立て)の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)



を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求(異議申立て)に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求(異議申立て)をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(事業税減免規則の1部改正)

**第二条** 事業税減免規則(昭和三十年佐賀県規則第三十号)の1部を次のように改正する。

別記様式録11号中

「この書面による処分について不服があるときはこの書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)はなるべく当県税事務所を経由して提出してください。」

や

「1 この書面による処分に不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。」

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのい

れかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正する。

(佐賀県後継事業税条例施行規則の1部改正)

**第三条** 佐賀県後継事業税条例施行規則(平成十六年佐賀県規則第四号)の1部を次のように改正する。  
様式録13号中

「2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により知事に異議申立てをすることができます。」

や

2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により知事に異議申立てをすることができます。

3 この更正又は決定についての取消しの訴えは、上記2の異議申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができます。

異議申立ての裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てをした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)